

補助金等の見直し基準

(補助金等の透明性、公平性を確保するために)

平成19年3月

洞 爺 湖 町

補助金等の見直し基準

(補助金等の透明性、公平性を確保するために)

補助金等は、行政サービスを補完する公共的サービスの誘導や公益的な町民活動を活性化するなど町の施策を展開する中で、重要な役割を担っています。しかしながら一方では、補助金の長期化による既得権化の傾向が見られ、公平性・透明性・公益性の観点からの問題が指摘されています。

洞爺湖町における補助金等については、「洞爺湖町補助金等交付規則」において申請、実績報告など、事務手続きは規定されておりますが、補助金採択等に関する明確な基準となるものではありません。

このため、町に対して補助金等の要望があり一度予算化されると、前述のように事業実績による効果等の評価が十分に検証されないまま交付され続けることが懸念されます。また、補助対象経費についても明確な基準が示されていないことから、本来であれば自己負担すべきものが補助対象経費に含まれて交付されることが考えられます。

このことから、全庁的に統一した「補助金等の見直し基準」を定め、補助金等の交付に関する抜本的な見直しを図ることとします。

なお、補助金等の支出としての町の関与の要否については、別に定める「公的関与のあり方に関する基本方針」に基づくものとします。

1 補助金とは何か

(1) 定義

補助金とは、特定の事業、研究等を育成するために町が公益上必要があると認めた場合に支出するものをいいます。

地方自治法第 232 条の 2 において「地方公共団体は、その公益上必要がある場合において、寄付又は補助することができる。」とされています。

(2) 補助金支出の要件

ア 憲法上の規制

憲法第 89 条において、宗教上の組織若しくは団体、公の支配に属しない慈善・教育若しくは博愛の事業に対しては支出できないものとされています。

イ 法令上の根拠

地方財政法第 3 条第 1 項及び地方自治法第 232 条の 4 第 2 項において、補助金を支出するための法令上の根拠が規定されています。

(3) 公益性の裁判例による見解

補助金の支出における「公益上の必要性」等について、裁判所が次のような見解を示しています。

「公益上の必要性」の判断

～「公益上の必要性」を判断するに当たって考慮すべき要素～

- 1 補助金支出の目的及び趣旨
- 2 補助金の支出を受ける個人又は団体の性格
- 3 その事業活動が果たすべき公益目的の内容
- 4 その目的が普通地方公共団体の財政上の余裕の程度との関係において、どの程度重要性と緊急性を有するものであるか
- 5 経費補助が公益目的実現に適切かつ有効な効果を期待できるか
- 6 他の用途に流用される危険がないか（支出手続き、事後の検査体制等が整備されてか）など

(4) 補助金交付に際しての厳格な検討

「地方公共団体の収入は、まず、当該地方公共団体の事務を処理するのに必要な経費(地方自治法第 232 条の 1 項)に優先的に支弁されるものであるから、これに属さない「補助」は、当該地方公共団体の財政上の余裕がある場合に初めてなし得るものと解される。財政上の余裕がない場合には、補助金を交付す

る必要性があるかどうかを個々に厳格に検討されなければならない。」とされています。

2 補助金見直しのあり方

1 課題

補助金の交付は、行政サービスを補完する公共的サービスの誘導や、公益的な町民活動を活性化するなど、町の施策を展開する中で、長い間重要な役割を担ってきました。

しかし、一方では次のような弊害が見られます。

(1) 補助の長期化による既得権化

いったん補助を始めると一定の額の補助が長期化することが多く、全体の公平性が失われるとともに、社会情勢が変化してもなかなか見直しができない。

(2) 交付団体の自立の阻害

交付される団体も補助金への依存を強め、自己財源の確保など自らの努力で運営を行う姿勢が希薄になりがちです。

(3) 補助金の適正な執行の見直し

補助金を交付する行政側も交付することで目的が達せられたとし、補助金の使途について本来の目的にかなっているかの確認がおろそかになりがちです。

2 現補助金の種別

補助金について、便宜上、その性格と課題を次の9つの区分に整理することとします。

(1) 負担金的補助金

本来、町が実施するような事業を団体等が行っているもの。

(2) 政策誘導的補助金

当該団体が町との協働により公共性又は公益性のある活動を展開しているもの。

(3) 資金援助的補助金

公益性があるが、その団体等の任意性、自主性の高い活動を助けるもの。
(町が奨励的に進めているものが該当します。)

(4) 利子補給補助金

元利及び利子の補給事業に係るもの。

(5) 債務負担補助金

債務負担行為を設定し、複数年以上の期間助成しているもの。

(6) 構成団体補助金

町が町以外の団体等と事業実施のために設立した団体等に係るもの。

(7) 公的団体補助金

町長が特別に認めた団体（商工会・観光協会・社会福祉協議会・高齢者事業団）に係るもの。

(8) 扶助的補助金

法令等に基づき給付事業の上乗せ支給又は町独自の給付事業的なもの。

(9) 法令等義務補助金

上記項目に該当しないもので、法令・条例に基づく交付義務のあるもの。

3 見直しの視点

(1) 基本的視点

多様な主体と行政との役割分担を行うためには、まず公共性の有無を判断する必要があります。補助金を含めた行政サービスの公共性については、公益性と必需性の2つの観点から公共性を判断することを基本とし、次の個別的指針を加味することとします。

(2) 加味する視点

ア 財政的視点

恒常的に交付している補助金、すでに補助目的を達成してしまっている補助金、統合可能な補助金等について見直しを進めることにより、厳しい財政状況の中で限られた財源の有効かつ効率的な活用を図る。

イ 補助事業内容重視の視点

事業内容について、公益性の度合い、町民のニーズへの合致、さらに用途の適切さなど、その内容を見直すことにより、単に補助金の削減そのものが目的ではなく、交付事業の適正な執行や補助金の有効活用を図る。

4 見直しの重点項目

(1) 団体運営費等補助金

ア 団体の予算規模又は対象事業費に占める補助金等の割合が1/5以下である財政力の高い団体への補助金は、自主自立が可能であるため、期限を定めて廃止する方向で検討します。

イ 決算繰越金が補助金等の額の1/3以上である団体への補助金は、期限を決めて決算繰越金の範囲内の金額を縮減又は廃止します。

ウ 原則的に少額な補助金等は、期限を決めて廃止する方向で検討します。

(2) 奨励事業費補助金

補助金の金額は、対象事業費の1/2以内とします。ただし、財源負担が大きい事業については、必要に応じて補助金に上限額を設定します。

(3) 公募型補助金制度の創設

時代の変化に伴う町民ニーズの多様化が進む中、地域における町民活動への助成要望が増えつつあります。「町民との協働」の推進に向け、パートナーとして信頼関係を保ちつつ活動団体の自主性・自立性を損なわない範囲での助成は、重要性が非常に高まっています。

(4) 終期の設定（サンセット方式の確立）

補助が長期化にわたる場合、既得権化等の様々な課題が表面化しています。このことから補助金については、適切な見直しを適宜実施し、弊害を防ぐために終期を設定する必要があります。

新たな補助金については、開始時に、既存の補助金は改めて終期の設定を検討します。なお、終期は通算3年以内を原則とします。

(5) 対象外経費の明確化

次に掲げる経費は、対象外経費とし、補助算定基礎から除外します。

ア 人件費 団体を運営させるための人件費。ただし、町長が指定した団体（商工会・社会福祉協議会・高齢者事業団・観光協会）は除く。

イ 交際費 団体を代表し、団体の利益のために外部団体等との交渉に要する経費。

ウ 慶弔費

エ 飲食費 酒席を伴う飲食費や懇親会の経費。ただし、会議等の飲食費は除く。

オ その他 上記以外で社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費。

(6) 補助金交付要綱の制定

ア 補助金等を交付する場合、町条例や町規則で定めがないものは、必ず補助金交付要綱を制定する。既に制定されている場合においても交付する目的や効果などを検証し、実態に合うように適宜改正を行うものとします。

イ 補助金交付要綱を制定する場合は、必ず次に掲げる規定を設けるものとします。

(ア) 目的 補助金の必要性や効果など、その目的を明確に規定すること。

(イ) 事業内容 補助金の事業名称を規定すること。

(ウ) 交付期間 開始から終了までの期間や年度を規定すること。

(エ) 対象経費 事業ごとに対象経費を定めている場合、事業名称を規定すること。

(オ) 補助率等 補助金等を定率で交付している場合はその率を、定額で交付している場合は算定根拠・金額を規定すること。

3 補助金の交付と見直しに関する基準

前章の「補助金見直しのあり方」を受けて、洞爺湖町の補助金制度をあるべき姿としていくため、次の基準と方針に基づいた補助金制度の運用を図るものとしします。

1 補助金交付基準【別表1】

地方自治法において地方公共団体は、公益上必要がある場合において補助することができることとなっています。

公益上必要があるかどうかの判断は、十分かつ客観的に妥当性があるものでなければなりません。この視点に基づき、多種多様な補助金について公平性を確保し補助金を交付（審査）するための判断基準を設けることとしします。なお、予算の単年度主義の原則に基づき、補助金についても年度単位で予算化する必要があるため、毎年度この基準に基づき審査決定します。

2 補助金見直し基準（通算3年超の補助金の判断基準）【別表2】

終期を設定して補助金は通算3年以内で交付を終了することを原則としします。しかしながら場合によっては、継続する必要が認められる場合もあることから通算5年経過した際にあらためて見直しを行うものとしします。

この視点に基づき、その継続、廃止等の見直しのための判断基準を設けることとしします。なお、補助金見直し基準は、補助金交付基準を踏まえて適用することとしします。

4 負担金等の交付と見直しに関する基準

1 負担金等に関しては、前章までの補助金の規定等に準じて取り扱うものとしします。

2 参画・負担の可否

(1) 原則、単なる情報収集を目的とする参画はしないものとしします。

(2) 情勢の変化により目的の妥当性がなくなったものには参画しないものとしします。

(3) 初期の目的が達成されたものには参画しないものとしします。

【別表1】補助金交付基準

内容	項目	説明
判断 指 針	(1) 事業の公益性 (必要性、公益性)	<p>地域での町民自治、社会福祉・教育の推進について高い必要性を認めるもので、特定の者のみ利益に供することのないもの</p> <p>行政の施策として、事業を団体、個人に積極的に推進しようとするもの</p> <p>地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、行政が積極的に普及・支援する上で、事業推進を図るための援助が必要と認められるもの</p>
	(2) 事業の有効性 (有効性・効率性・適宜性)	<p>補助金の交付に対して効果が認められること</p> <p>事業活動の目的・視点・内容などが明示され、かつ社会、経済情勢に合致していること</p> <p>多様な主体と行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること</p> <p>社会情勢から時宜を得ていること</p>
	(3) 団体等の適格性	<p>団体等の会計処理及び用途が適切であること</p> <p>団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致していること</p>
補助 対 象 経 費	(1) 事業費対象の原則	<p>現行の団体運営経費のうち、人件費、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等は対象としない。</p> <p>調査研究に係る事業のうち、直接事業に係わらない視察旅行は対象としない。</p>
	(2) 補助率・補助単価 の明確化の原則	<p>補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準を明確にし、補助金の交付額を決定する。</p>
期間	終期の設定の原則	<p>町単独補助金は、原則として通算3年以内で交付を終了する。</p> <p>国や道の制度によるものは、補助終了を持って終了することを原則に見直す。なお、補助期間内であっても必要に応じ見直す。</p>

【別表2】補助金見直し基準（通算3年経過後の補助金に関する判断基準）

施	項 目	見直し手法、内容等
継続 * 見直しを含む	(1) 法令等により補助の実施が義務付けられているもの	経費を精査
	(2) 国、道の補助金を財源の一部として当てる事業のうち、町の負担が義務的であるもの	経費を精査 * 国道補助終了時に廃止
	(3) 他市町との協議等により町の負担が決定しているもの	経費精査 * 他市町との協議
	(4) 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施しているもの	経費を精査
	(5) 「補助金交付基準」(別表1)に概ね適合しており、補助の必要性が認められるもの	経費を精査
廃止	(1) 既存の団体運営経費に対する補助	廃止(場合により事業費補助金への切替等)
	(2) 施策の浸透、普及等により補助目的が達成された。	廃止
	(3) 社会情勢等の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり事業効果が薄れているもの	廃止(場合により年次縮減、終期設定等)
	(4) 長期的にわたり継続している補助のうち、目的が十分達成されていないなど事業効果が不明確又は乏しいもの、事業目的があいまいになっているもの	廃止(場合により年次縮減、終期設定等)
	(5) その他、交付に関する基準に適合していないと思われる事業又は団体に対して補助するもの	廃止(場合により年次縮減、終期設定等)
費用変更	補助金になじまない事業 (町の直接経費で支出)	委託費、報償費等の検討(場合により年次縮減、終期設定等)
統廃	交付に関する基準により補助の必要性は認められるが、類似の補助(委託)があるため、整理統合により効果が上がるもの	経費精査 + 同一団体に対する場合及び同一趣旨の統廃合